

定山溪地区アクティビティコンテンツ推進事業補助金交付要綱

令和5年5月29日 観光・MICE担当局長決裁
(最終改正 令和8年5月20日)

(目的)

- 第1条 この要綱は、定山溪地区におけるアクティビティコンテンツの新規造成、また既存コンテンツのレベルアップを図ることにより、札幌市の観光の振興に対して一層の効果が期待される事業に関し、その経費の一部として補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この要綱による補助金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 この要綱により補助を受けることのできる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）、民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別図で定める定山溪エリア内を中心にアクティビティの提供を行う事業であり、第1条で規定する目的に基づき、コンテンツの新規造成や、既存コンテンツをレベルアップするものとする。

(補助要件)

- 第4条 この要綱に基づく補助金の交付は、補助対象事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業に対し、行うものとする。
- (1) 新規事業又は既存事業のレベルアップを目的とした事業であること。
 - (2) 事業計画、資金計画が具体化されており、補助終了後も事業を継続して実施すること。
 - (3) 事業を実施するにあたって必要な能力や資格を有している事業者であること。

(補助対象経費)

- 第5条 要綱に定める補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。なお、補助対象外経費は、要領で別途定める。
- (1) 第3条で定める補助対象事業に要する経費
 - (2) その他、本市が特に認める経費

(補助金等)

- 第6条 補助金は、補助対象経費について予算の範囲内で交付するものとする。ただ

し、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の上限額)

第7条 補助金は、補助対象経費の2分の1以内で、400万円を限度とする。

(交付申請)

第8条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期間内で、かつ補助事業に着手しようとする前に、補助金交付申請書(様式1)に、次の各号に定める関係書類を添えて代表者名で市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書(様式2)
- (2) 事業収支予算書(様式3)
- (3) 誓約書兼同意書(様式4)
- (4) 申請者の現在事項全部証明書
- (5) 申請者の納税証明書
- (6) 購入する設備、備品の金額、規格などを確認できる資料
(見積書やカタログなど)
- (7) その他、市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第9条 市長は、交付申請があつた場合は、当該交付申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地調査等を実施することにより、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。)をしたときは補助金交付決定通知書(様式5)により、補助金を交付しない旨の決定をしたときは補助金不交付決定通知書(様式13)により交付申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。なお、これらの決定をした後は、交付申請の際に申請者から提出のあつた書類等は返却しないこととする。

3 市長は、前項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

4 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない旨の決定をしなければならない。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
- (4) 法人その他の団体にあつてはその代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員に、個人にあつてはその使用人に、前3号のいずれかに該当する者がある者
- (5) 札幌市税を滞納している者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況である者
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第472条の規定により休眠会社として解散したもののみなされている者
- (8) その他交付目的に照らして補助金の交付を受けることが不適當であると市長が認める者

(交付決定の条件)

第10条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定後、申請者の所在地住所、法人名または屋号及び代表者、事業の内容又は補助対象経費の内容等に変更があるときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
 - (3) 補助金を他の用途に使用してはならないこと。
 - (4) 事業終了後、市長が指定した期日までに事業完了報告書を提出すること。
- 2 市長は、前項の各号のほか、必要に応じて条件を追加することができる。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、第9条第2項の規定による通知（第9条第3項の規定により交付申請に係る事項に修正を加え、又は前条の規定により条件を付してされた交付決定に係るものに限る。）を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して7日を経過する日（市長が特に認める場合にあつては、市長が別に定める期日）までに、当該交付決定に係る交付申請の取下げをすることができる。

- 2 申請者は、前項の規定による取下げをするときは、補助金交付申請取下書（様式14）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の取下書の提出を受けたときは、申請の際に提出された書類を申請者に返却するものとする。

(補助事業内容等の変更承認、中止等に係る承認申請)

第12条 第9条及び第10条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める場合を除き、補助事業の内容の変更又は事業の中止をしようとするときは、速やかに事業内容変更等申請書（様式6）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 市長は、前項の規定により提出された事業内容変更等申請書を審査し、当該事業内容の変更等について、やむを得ない理由があると認められるときはこれを承認し、事業内容変更等承認通知書（様式7）により、補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係るものに相当する部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することが

できない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

2 市長は、前項の規定による取消しにより特別に必要な事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、別に定めるところにより、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 市長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付決定の内容を変更することができる。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

4 市長は、第1項の規定による取消し又は前項の規定による変更をした場合は、当該補助事業者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

（補助事業等の実施）

第14条 補助事業者は、法令等の規定、交付決定の内容並びに第16条第1項及び第2項並びに第20条第1項の規定による指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告等）

第15条 市長は、補助事業等が適正に行われているかどうかを確認するため必要があるときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業等の状況に関して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（実施等の指示）

第16条 市長は、補助事業等が交付決定の内容に従って行われていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに従って当該補助事業等を行うことその他必要な事項の指示をすることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業等の一時停止を指示することができる。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（様式8）に、次号に定める関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業実績報告書（様式9）

(2) 事業収支決算書（様式10）

(3) 補助事業に係る領収書（写）又は支出を証する書類（写）

(4) 銀行口座振込同意書（様式12）

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の通知）

第18条 市長は、前条の事業完了報告書を受けた場合においては、報告書等の書類審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式11）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第19条 市長は、前条の規定により通知した額を、速やかに交付するものとする。

(是正のための措置)

第20条 市長は、第18条の規定による調査の結果、当該補助事業等の成果が交付決定の内容に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、必要な是正のための必要の措置をとるべきことを指示することができる。

2 第18条の規定は、前項の規定による指示に従って措置を行う補助事業等について準用する。

(補助金の交付決定の取消し)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあつた場合

(3) 補助金の交付決定後に、補助事業と同様の事業において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けた場合

(4) 前4号の規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、補助事業者に対し速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書（様式15）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第22条 市長は、第13条第1項又は前条第1項の規定による取消しをした場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、第18条の規定による通知をした場合において、既に当該通知に係る補助金の額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

3 市長は、前各項の規定により交付した補助金の返還を請求するときは、補助事業者に対し、補助金返還通知書（様式16）により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第23条 補助事業者は、第21条第1項の規定による取消しに関し、前条第1項の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該請求を受けた額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額）につき、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項に規定する割合で計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項本文の規定の適用については、請求を受けた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該請求を受けた額がその日に受領した補助金の額を超えるときは、当該請求を受けた

- 額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において補助金を受領したものとする。
- 3 第1項本文の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、補助事業者等の納付した金額は、前条第1項の規定による請求を受けた額に達するまで、まず当該請求を受けた額に充てられたものとする。
 - 4 補助事業者は、前条第1項又は第2項の規定による請求を受け、これらの規定により定められた期限(この項において「納期日」という。)までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額(一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額)につき、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合で計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

(理由の提示)

第24条 市長は、第13条第1項若しくは第21条第1項の規定による取消し又は第16条第1項若しくは第2項若しくは第20条第1項の規定による指示をするときは、当該補助事業者に対し、その理由を示さなければならない。

第25条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を本市に納付した場合又は交付目的及び当該財産の耐用年数(「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に規定する耐用年数をいう。)を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他交付目的を達成するために特に必要があると市長が認めるもの

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ市長と協議を行った上で、財産の処分等申請書(様式17)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第26条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備するとともに、当該補助事業等を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(電磁的記録等)

第27条 提出、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 通知その他これに類するもののうち、この要綱において書面により行うこととされているものについては、これらの相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をい

う。)により行うことができる。

(書類の検査)

第28条 市長は、補助金の適正な執行を確保するために必要と認めるときは、補助金に係る帳簿等の関係書類を検査することができるものとする。

(成果の報告等)

第29条 補助事業者は、市長が補助金による事業成果の報告を求めたときは、これにより協力するものとする。

(その他)

第30条 この要綱に定めのない事項は、観光・MICE担当局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和5年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年5月25日から施行する。

【別図】

小金湯温泉や八剣山、豊滝、豊平峡、札幌国際スキー場までを含んだ広域的な観光エリアを、定山溪エリアとする。

